

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染症対策に伴う休業等により発生する未利用食品の有効活用を図るため、フードバンクに寄附する際の輸配送やフードバンクの受入能力向上に必要な経費、再生利用（飼料化・肥料化等）する際の輸配送費や処理費を支援します。

<事業の内容>

1. フードバンク活用の促進対策

未利用食品をフードバンクに寄附する際の輸配送やフードバンクの受入能力向上に必要な経費を支援します。

《補助率》

輸配送費(右図①)

- ・車両の庸車により行うもの：定額
(常温：7,000円/トン以内、冷凍・冷蔵：8,400円/トン以内)
- ・小口配送便等により行うもの：定額
(常温：70円/キログラム以内、冷凍・冷蔵：130円/キログラム以内)

フードバンクの受入能力向上に必要な経費(右図②)

- ・一時保管用倉庫、運搬用車両等の賃借料：定額

2. 再生利用の促進対策

やむを得ず廃棄することとなる未利用食品を再生利用する際に必要となる輸配送費及び再生利用事業者に対して支払う再生利用に係る処理費を支援します。

《補助率》

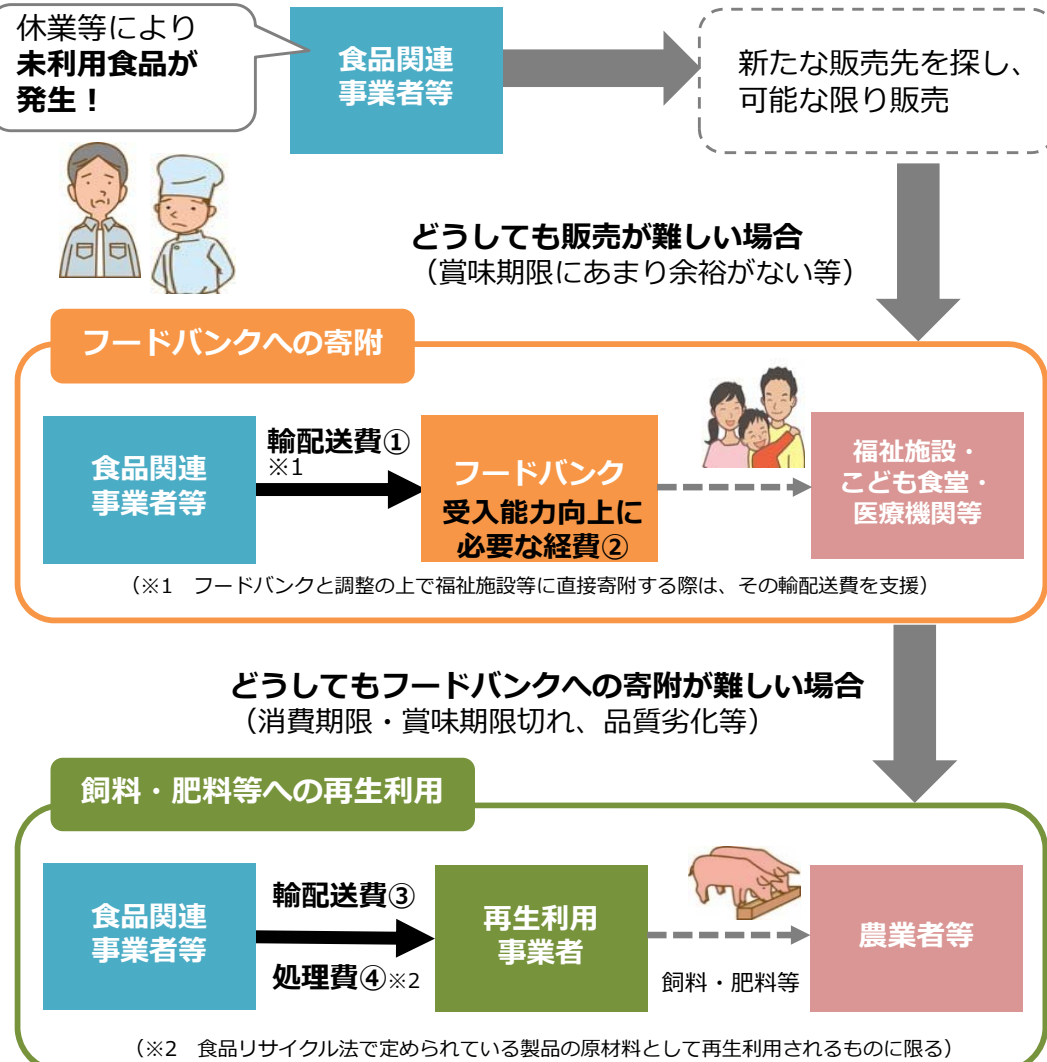
輸配送費(右図③)：定額(7,000円/トン以内)

再生利用に係る処理費(右図④)：定額(32円/キログラム以内)

《両対策の主な要件》

- ・学校給食で活用予定であった食品又はこれに類する食品（仕向け先を特定して生産・製造・販売・活用されるもの）であること
- ・需要の減少やこれに伴う取引先からの注文のキャンセル等によりやむを得ず未利用となったものであること
- ・令和2年4月1日～12月31日の取組であること

<事業イメージ>



<事業の流れ>

